独立役員届出書

1．基本情報

会社名	株式会社エーアイテイー		コード	9381
提出日	2026/4/30	異動（予定）日	2026/5/21	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岡本　しのぶ	社外取締役	○													○		有
2	北岡　侑子	社外取締役	○													○		有
3	髙岡　勲	社外取締役	○									○	○				新任	有
4	西島　佳男	社外監査役	○													○		有
5	大久保　幸治	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		岡本しのぶ氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言に加え、独立・公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることを期待して、当社から要請したものであります。また同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断したため、同氏を独立役員として指定しております。 なお、同氏は、2013年５月20日から2017年５月19日までの間、当社の社外監査役に就任しておりました。
2		北岡侑子氏は、ベンチャーキャピタル事業での投資戦略や企業価値向上に関する豊富な経験と高度な知識に加え、他社における役員としての経験を有していることから、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言に加え、独立・公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることを期待して、当社から要請したものであります。また同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
3	髙岡 勲氏は、当社の主要株主及びその他の関係会社であるロジスティード株式会社の執行役員であります。当社はロジスティード株式会社と資本業務提携契約を締結し、ロジスティード株式会社は当社株式4,800千株（当社発行済株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合20.43%）を保有しております。 また、同氏はロジスティード株式会社の子会社であるロジスティードエクスプレス株式会社の取締役に就任されており、執行役員でありました。当社とロジスティードエクスプレス株式会社との間には、物流に関連する取引がありますが、取引高は僅少であり、取引条件につきましても、他社との取引と同様、両者協議のうえ契約等に基づき決定しており、独立性に影響を及ぼすものではありません。 それに加えて、当社は、ロジスティード株式会社との直接取引はないものの、当社グループと同社グループとの間では、国内外において物流等に関連する取引があります。これらの取引条件につきましても、他社との取引と同様に、両者協議のうえ契約等に基づき決定しており、独立性に影響を及ぼすものではありません。	高岡 勲氏は、ロジスティード株式会社のCSO、CPO及び執行役員としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言に加え、独立・公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることを期待して、当社から要請したものであります。 なお、当社が事業活動を行う上で、ロジスティード株式会社に対して事前に承認を要する事項などはなく、当社の経営において一定の独立性が確保されているものと認識しており、また同氏が東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていること等、総合的に勘案した結果、同氏はその他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断し、独立役員として指定しております。
4		西島佳男氏は、検事および弁護士として法律関係の高度な専門知識と経験を有していることから、当社グループのコンプライアンス面を中心に、経営全般の監査体制の強化を期待して、当社から要請したものであります。また同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
5		大久保幸治氏は、公認会計士及び税理士として会計と税務に関する高度な専門知識と経験を有することから、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、当社から要請したものであります。また同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断したため、同氏を独立役員として指定しております。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。
※6　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。